

令和6年度から適用される個人住民税の主な改正点

令和6年度から適用される個人住民税（町道民税）の主な改正点は、次の通りです。

森林環境税の創設

森林環境税とは、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するために創設された国税で、国内に住所のある個人に対して一人年額1,000円が課税されます。令和6年度から、個人住民税（町道民税）の均等割と合わせて町が徴収します。

なお、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から均等割に1,000円が上乘せされていますが、こちらは令和5年度で終了します。

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

上場株式等の配当所得等および譲渡所得等に係る所得の課税方式について、これまでは所得税と異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度からは、所得税の課税方式と一致させることになりました。

※これにより、所得税で申告不要とした場合には、個人住民税（町道民税）でも申告不要となります。なお、課税方式により、個人住民税(町道民税)の算定だけでなく、扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険、介護保険料の算定に影響がでたり、各種行政サービスなどに影響が出る場合がありますので、ご注意ください。

国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

令和6年度より、扶養控除等の対象となる国外居住親族の要件が厳格化され、原則として30歳以上70歳未満で次のいずれにも該当しない方は、控除の対象から除外されることになりました。

- 留学により国内に住所および居所を有しなくなった方
- 障がい者の方
- その納税義務者から前年中に生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方